

7 体制届の提出について

差し替え

平成 27 年度介護報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について

平成 27 年 4 月 1 日から加算を算定する場合（新たに設定される加算等を算定する事業所又は既存加算等の算定を変更する事業所）の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び添付書類（以下、「体制届等」という）の提出の取扱いを次のとおりとします。（共通編 P. 48 をご覧ください）

- 1 提出期限 平成 27 年 4 月 1 日（水）
 ※平成 27 年度当初の特例措置です。
 ※適用は平成 27 年 4 月 1 日となります。

2 既存サービス事業所の算定内容の取扱い

- (1) 既存の加算・減算で、区分等に変更のないもの
 新たな届出がない場合は、現在、届出している算定内容を引き継ぎます。
- (2) 新設や変更のある加算・減算
 新たな届出がない場合は、加算区分の取扱いは次のとおりです。

（居宅介護支援）

特定事業所集中減算	「1 なし」とみなす
特定事業所加算	※「4 加算Ⅲ」に該当する場合は、新たに加算の届出を行うこと ※「2 加算Ⅰ」「3 加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うこと。

3 特定事業所加算について

平成 27 年 4 月の介護報酬改定において、特定事業所加算の算定要件が変更になったことに伴い、平成 27 年 4 月適用分について、次のとおりの取扱いとします。

	H27.3 時点	H27.4 以降	提出書類
ア	加算Ⅰ	加算Ⅱ、Ⅲ	①変更届（様式第 4 号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）※新様式 ④特定事業所加算に係る届出書（市様式 10）※新様式
	加算Ⅱ	加算Ⅲ	
イ	加算Ⅰ	加算Ⅰ	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1）※新様式 ③特定事業所加算に係る届出書（市様式 10）※新様式 ④主任介護支援専門員研修課程修了証の写し ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《平成 27 年 4 月分》
	加算Ⅱ	加算Ⅱ	

ウ	加算Ⅱ	加算Ⅰ	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）※新様式 ④特定事業所加算に係る届出書（市様式10）※新様式 ⑤特定事業所加算に係る確認表（市様式10付表）※新様式 ⑥主任介護支援専門員研修課程修了証の写し ⑦従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《平成27年4月分》
エ	なし	加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）※新様式 ④特定事業所加算に係る届出書（市様式10）※新様式 ⑤特定事業所加算に係る確認表（市様式10付表）※新様式 ⑥主任介護支援専門員研修課程修了証の写し ⑦従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《平成27年4月分》 ⑧研修の実施計画
オ	加算Ⅰ、Ⅱ	なし	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）※新様式 ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《平成27年3月分》

※新様式は、現在準備中です。確定次第、ホームページに掲載します。

※ア～ウの「異動等の区分」は【変更】、「異動(予定)年月日」は【平成27年4月1日】とすること。

※ア～ウの「研修計画」については、継続して算定する場合は既に策定しているものを保存しておくこと。（提出は不要）

※ア及びイの「居宅介護支援における特定事業所加算に係る確認表（市様式10付表）」の提出は、今回に限り不要。毎月末までに作成し、5年間保存すること。

※ア～ウについては、今回に限った取扱いですので、平成27年5月以降は、「指定（更新）申請の手引き（居宅介護支援）」でご確認ください。

※ 添付する書類や、添付書類の様式等が決まりましたら、岡山市事業者指導課ホームページでお知らせしますので、随時ホームページを確認するようお願いします。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00115.html